

家族のこと
誰に相談したら
いいのかな…

ご近所さん
ちょっと気になる…

そんな時…

見守り相談室に ご連絡ください!

隣家にゴミがたまってる…でも言いにくい

洗濯物がずっと干したまま…

ご近所さん、最近見かけへんわぁ…

年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、
専門の相談員がお話を聞かせていただき、
一緒に考えながら情報提供や
その方に合ったサービスにおつなぎします。

地域とともに暮らしを支える



見守り相談室

電話

06-6539-5151

大阪市西区新町4丁目5-14 西区役所合同庁舎6階

FAX

06-6539-8073

午前9時～午後7時 *土曜日は午後5時30分まで

*休館日/日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

お気軽に
ご相談ください



※本事業は大阪市の

「地域における要介護者の見守りネットワーク強化事業」を
西区社会福祉協議会が受託し実施しています。



社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

見守り相談室って？



西区社会福祉協議会内に設置されています。

地域の各団体や専門機関、行政とともに「必要な福祉サービスにつながっていない方」や「周囲とのつながりが希薄な方」などへ専門職が積極的にアプローチをしています。また、日頃から顔の見える関係作りを大切にした「要援護者情報の地域との共有」や「認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見につながる動き」を行っています。

●要援護者名簿の作成・地域の見守り活動へのつながり

行政と地域が把握する要援護者情報を集約し、地域等との情報共有についてご本人同意の確認と名簿の作成をしています。同意返信の方へは、各地域にお住いの見守り員の皆さんが定期的に訪問や電話で見守り活動を行っています。また、未回答の方へ向け、相談室より随時訪問も行っています。

[見守り対象者は下記のとおりです]

- 高齢者(要介護3～5、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方)
- 身体障がい者 [1・2級]
- 知的障がい者 [A]
- 精神障がい者 [1級]
- 視覚障がい・聴覚障がい [3・4級]
- 音声・言語機能障がい [3級]
- 肢体不自由 (下肢・体幹機能障がい) [3級]
- 難病をお持ちの方



送付物

- ① 返信用封筒
- ② 同意書
- ③ 大阪市からのお知らせ

●「大阪市見守りメール」登録が行方不明時の早期発見につながります！

認知症高齢者等が行方不明となった際、見守り相談室に事前登録されている方の氏名や特徴などの情報を協力者(民生委員等)にメール配信し、早期発見につなげています。登録希望の方は相談室で受付しています。

【行方不明発生時の流れ】
まずは警察に行方不明届を提出後、見守り相談室に
来所ください。
事前登録内容等を配信し、
早期発見を目指します。

